

2018年6月20日

国立大学法人東北大学

総長 大野 英男 殿

東北大学職員組合

執行委員長 片山 知史

東北大学職員組合病院支部

執行委員長 中川 佳子

「夜間看護等手当」の増額についての要求書

当組合は、これまで、夜間看護手当等の改善、看護師の確保と離職防止のための施策等を要求してきました。この間、大学にも、組合の産前休暇改善要求に応じていただき、また、病院長の英断もあり、任期付き看護師の安定雇用化が図られ、看護職の確保、離職防止のための施策が大きく進んだと評価しています。

さて、ご承知のとおり、人事院は今年3月下旬に人事院規則9-30（特殊勤務手当）の一部改正（平成30年3月30日公布・同年4月1日施行）を実施しました。その改正には、夜間看護手当を、たとえば深夜の全部を含む勤務について、現行の6,800円から7,300円に引き上げること等が含まれています。

この機会に、本学の医療・看護を支える職員の士気を保つ上でも、本学の夜間看護手当の改善を実施すべきものと考え、以下の点について申し入れます。

記

1. 本学の「夜間看護等手当」（特殊勤務手当支給細則第10条）を、深夜の全部を含む勤務について現行の6,800円から8,000円以上に引き上げること。4時間以上、2～4時間未満、2時間未満の区分についてもそれに準じて改善すること。
2. 増額改善は本年4月1日に遡って実施すること。

以上

(参考)

	東北大学	山形大学	人事院規則9-30 (改正後)
深夜全部	6,800円	8,000円	7,300円
4時間以上	3,300円	3,800円	3,550円
2～4時間未満	2,900円	3,400円	3,100円
2時間未満	2,000円	2,000円	2,150円